報告第１２号

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程の一部改正について

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会
事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり報告する。

平成１５年１２月２５日報告

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町

合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程（平成１５年６月２７日施行）の一部を次のように改正する。

第２条第４号を次のように改める。
（４）その他協議会の運営及び合併に向けて必要な事項

第３条第１項を次のように改める。
前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整班及び情報化推進班を置く。

別表第１に次を加える。
情報化推進班
（１） 電算の統合に関すること
（２） 地域情報化に関すること
（３） その他情報化推進に必要な事項

付　則
この規程は、平成１５年１２月１日から施行する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約第１６条第３項の規定に基づき、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）協議会の会議に関すること。

（２）協議会の協議資料の作成に関すること。

（３）協議会の庶務に関すること。

（４）その他協議会の運営及び合併に向けて必要な事項

（組織及び分掌事務）

第３条　前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整班及び情報化推進班を置く。

２　班の分掌事務は、別表第１のとおりとする。

（職員等）

第４条　事務局に局長、次長、主幹その他必要な職員を置く。

２　職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

（職員の職務）

第５条　局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

２　次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。又局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

（１）事務局の事務の統括

（２）各班相互の連絡及び調整

（３）局長を除く事務局職員の指揮監督

（４）県事業に関する調整及び県との連絡調整

３　主幹は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

（１）分掌する事務の統括管理
（２）所属職員の指揮監督
（３）各班との連携
（４）次長の補佐
４　その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職務権限）
第６条　協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等に関しては、別に定めるものを除き、八日市市の制度を適用する。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替え、助役の権限に属する事案については、会長の決裁事案とみなすものとする。

（専決区分）
第７条　局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
（１）八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町及び湖東町との連絡調整に関すること。
（２）協議会だよりの編集及び発行に関すること。
（３）事務事業実態調査のとりまとめに関すること。
（４）物品の購入その他契約の締結に関すること。
（５）物品及び現金の出納に関すること。
（６）次長の休暇及び旅行命令に関すること。
（７）その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。
２　次長は、次に掲げる事項を専決することができる。
（１）実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
（２）職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
（３）各種資料等の調製に関すること。
（４）その他軽易な事案に関すること。

（代決）
第８条　会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。
２　会長、副会長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
３　局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
４　局長、次長がともに不在のときは、担当の主幹がその事務を代決する。

（文章の取扱い）
第９条　事務局における文章の収受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、八日市市の制度を適用する。この場合において、「課」とあるのは「事務局」と、「課長」とあるのは「総務班主幹」と、「課の係及び担当」とあるのは「事務局」と、「市長及び助役」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

（公印の取扱い）
第１０条　協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第２のとおりとする。
２　協議会の公印の管守、取扱い等については、八日市市公印規則（昭和６０年規則第２１号）の規定を準用する。この場合において、「管守者」とあるのは「総務班主幹」と、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

（職員の服務）
第１１条　事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれ派遣する市又は町の条例、規則、規程等の規定によるものとする。但し、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、八日市市の例によるものとする。

（職員の給与等）
第１２条　事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する市又は町が負担する。
２　事務局の職員の旅費については、八日市市職員等旅費支給条例（以下「条例」という。）を準用し、協議会の予算において支給するものとする。但し、条例第１４条第２項中「県内又は別表に定める乙地方へ」とあるのは「県内」と読み替えて適用する。

（委任）
第１３条　この規程に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
この規程は、平成１５年６月２７日から施行する。

付　則

この規程は、平成１５年１２月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・
湖東町合併協議会事務局事務分掌

総務班
（１）庶務及び予算・会計に関すること。
（２）合併の諸手続に関すること。
（３）協議会の会議に関すること。
（４）合併に係る広報に関すること。
（５）合併に関する資料の編さん・調整等に関すること。
（６）人事に関すること。
（７）報酬等支給に関すること。
（８）合併の方式に関すること。
（９）合併の期日に関すること。
（10）新市の名称に関すること。
（11）新市の事務所（市役所）の位置に関すること。
（12）議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。
（13）農業委員会委員の定数および任期の取扱いに関すること。
（14）一般職の職員の身分の取扱いに関すること。
（15）特別職の身分の取扱いに関すること。
（16）組織及び事務機構に関すること。
（17）国及び滋賀県等との連絡調整に関すること。
（18）その他他の班に属さないこと。
（19）各市町との連絡調整に関すること。

計画班
（１）新市建設計画に関すること。
（２）財政計画に関すること。
（３）新市の予算編成に関すること。
（４）各市町との連絡調整に関すること。

調整班
（１）各種事務事業調整及びそれに伴う関係市・町間調整に関すること。
（２）財産の取扱いに関すること。
（３）町名・字名の取扱いに関すること。
（４）慣行の取扱いに関すること。
（５）一部事務組合等の取扱いに関すること。
（６）条例・規則等の取扱いに関すること。
（７）地方税の取扱いに関すること。

（８）使用料、手数料等の取扱いに関すること。
（９）公共的団体等の取扱いに関すること。
（10）補助金、交付金等の取扱いに関すること。

情報化推進班
（１）電算の統合に関すること
（２）地域情報化に関すること
（３）その他情報化推進に必要な事項

別表第２（第１０条関係）

名　称	ひ　な　形	寸法 (㎜)	書 体	管 守 者	用 途	個 数
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会印		方 24	古印体	総務班主幹	協議会の一般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会長之印		方 21	古印体	総務班主幹	協議会の一般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会幹事会幹事長之印		方 18	古印体	総務班主幹	協議会の一般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会小委員会委員長之印		方 18	古印体	総務班主幹	協議会の一般文書用	1
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局長之印		方 18	古印体	総務班主幹	協議会の一般文書用	1